

平成27年4月28日

自動車局環境政策課

**「電気自動車による地域交通グリーン化事業」の公募について**

国土交通省では、環境性能に特に優れた電気自動車の普及を図るため、他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う自動車運送事業者等に対して、バス、タクシー及びトラックの電気自動車の導入を重点的に支援するため、「電気自動車による地域交通グリーン化事業」を実施することとしております。

この度、本事業の公募を開始いたしましたので、お知らせします。

**◆公募期間**

平成27年4月28日(火)～5月22日(金)〈事業計画書必着〉

※公募要領、その他詳細については自動車局のホームページをご覧ください。

([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr1\\_000020.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000020.html))

**◆支援対象**

電気自動車による地域交通のグリーン化事業(3大都市圏、観光地、環境未来都市などの地域において、他の地域や事業者による電気自動車の導入を誘発し普及が伝播するような先駆的事业)を行うもの。

(例:事業者連携による電気自動車の集中的投入、地域連携や異業種連携による総合的事业の実施など)

なお、タクシー事業に関しては、原則3台以上の車両を導入する計画に限り支援対象とします。

※ただし、燃料電池自動車及び本年度の補助事業開始時(平成27年4月9日)において販売開始後一年以内の電気自動車を導入する場合等については、1台から車両を導入する計画であっても支援対象となります。

詳しくは、公募要領をご参照ください。

**◆支援内容**

電気自動車バス及び付随する充電設備・・・導入費用の1/2

電気自動車タクシー・トラック及び付随する充電設備・・・導入費用の1/3

燃料電池自動車タクシー・・・導入費用の1/2

※事業用自動車に限る。また、電気自動車にはプラグインハイブリッド車を含む。

※電気自動車タクシーについては、補助対象となる車両本体価格の上限を600万円とする。

**◆補助対象事業の決定**

応募案件について、その事業計画の内容を外部有識者が評価し、その結果を踏まえて補助対象事業を決定。

**〔問い合わせ先〕**

国土交通省自動車局環境政策課 (田中、杉山)

電話 03-5253-8111(内線42533)

03-5253-8604(直通)

FAX 03-5253-1636